

第2回浦安市自立支援協議会 議事録

○「障がい」の表記について

法律名、団体名等固有の名称を除き「障害」は「障がい」と、「害」を「がい」とひらがな表記します。

(例) 障がい者福祉センター、身体障がい者福祉センター など

○委員名の表記について

障がい当事者あるいはそのご家族である委員のプライバシーの保護の観点から、また、委員は団体等を代表としてご参加いただいていることから、発言者の名称には、団体名等を掲載します。

1. 開催日時 令和5年9月21日(木) 15:15~16:00

2. 開催場所 東野パティオ 2階 会議室3・4 (オンラインと併用)

3. 出席団体名

和洋女子大学(会長)、社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも(副会長他1名)
千葉商科大学、浦安手をつなぐ親の会、浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ
浦安市聴覚障害者協会、社会福祉法人敬心福祉会(1名)、社会福祉法人佑啓会
社会福祉法人千楽、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
社会福祉法人なゆた、株式会社徳正、株式会社舞浜コーポレーション
浦安市社会福祉協議会、中核地域生活支援センターくらっち、千葉県立市川特別支援学校、こども発達センター、教育センター

4. 議事

- (1) 部会活動報告
- (2) 令和4年度障がい者歯科診療所事業報告
- (3) 障がい者アート展の開催について

5. 資料

議題1 資料	部会活動報告
議題2	令和4年度浦安市障がい者等歯科診療所実施状況
議題3 資料1	浦安市障がい者アート展2023 作品募集チラシ
議題3 資料2	同応募要領

6. 議事

(1) 部会活動報告

各部会のリーダーより第1回の報告を行った。委員からの意見は次のとおり。

<こども部会について>

千葉商科大学：説明の中で議題3で出た市内医療的ケア児・者の集計について、大変に重要な議論がされていると感じました。浦安市の医ケア児の人数や年齢構成という基本的な統計データがないということに関して、事務局の方から今作成しているということで、これがしっかりと議論のまずベースとして実態を把握した上で、議論されて行くということになると、全然違って来るなということを感じました。すごく大事なことなので、しっかりと作成、いつできるのかということも含めて、インフォメーション頂ければと思っています。

それから先ほどの障がい者福祉計画策定委員会で視覚障がい、聴覚障がいの方々の災害時の対応について会長からのコメントがありました。まず情報を伝えるということ、それから移動に関わる支援のあり方。それから実はここで医療的なケアが必要な方々に対する電力の確保も同時にすごく大事なことだと思いますので、実態把握ができた時点で福祉避難所におけるそういった電力の確保がどのようになったのかということを探りして、議論いただければと感じました。

教育センター：ありがとうございました。実態については、現在障がい事業課や、保育幼稚園課や教育委員会の方で協力しながら、確認して行く形になっておりますので、またわかりましたら会議の中で報告したいと思います。

それから福祉避難所についても、千葉商科大学がおっしゃったとおり大切なことだと私たちも思っておりますので、そちらについても検討を進めて行くという形でもよろしいでしょうか。事務局に返します。

事務局：ご意見ありがとうございます。医ケア児の電源確保の問題については、市の方でも検討して、このパティオの1階が身障センターになっていまして、ここの電源は外が電源落ちたとしても、自主電源を確保できるような形をとっておりますので、医ケアの必要な方は、一応このパティオを想定しています。

会長：パティオが災害時には様々な障がいのある方の福祉避難所の役割も持っているということですね。ぜひこういったことも市民に広く伝えていかなければならないなと思いました。それから、こども部会の話ではあるのですが、先ほどの災害時の電源確保等の話からいうと、医療的ケア児だけではなくて、リストとか政策を作る時に、医ケア児・者。者も含めた形で取り扱って行かないと、片手落ちになってしまうかなと思っています。当然市でも、その状況よくお分かりだと思いますが、よろしくをお願いします。

浦安市社会福祉協議会：医ケア児の件に関わるのか、どこでどういう発言するか悩むところもあったのですが、実は重症の心身障がいの方の大学の介護について、先ほどの障がい者福祉計画策定委員会で事業として載せてありますので、去年、浦安のボランティアセンターの方に高校受験したいというボランティア依頼が入ったんです。大学だけではなくて、例えば障害や、医ケアが必要な子が特別支援学校ではなくて、県立高校とか私立の学校に通いたいというところについても、そういうケアが必要だからという理由で躊躇するような所がないように考えてあげるといのは必要なのかな。その上で学校長の判断で入学の可否が出るものだと思うのですが、お手伝いする中では、色々な問題が複雑に絡み合っているというところと、この子が果たして普通学校に通うことはどうなんだみたいな話もどうしても出てくるのですが、でも、それを決めるのは誰なのかを考えた時に、ご本人の意思決定をできるような支援体制が、どういうことができるのか、何が足りてないのかというのは、自立支援協議会で取り上げていただけたらいいのではないかと思い発言させていただきました。よろしくお願いします。

会長：とても重要な論点だと思います。そこは私立ですか。

教育センター：県立です。

会長：県立高校、なるほど。全国的にも見渡してみると、高校までは一応特別支援学校があるだろうという多分整理が一つあるのですが、最近では身体的には重度なんだけれども知的能力には特に問題がない。そういった小中学生、高校生が、随分、普通校に通うことができるようになっております。ただ、今委員がおっしゃるように、そのために看護師さんを特別雇ったりというところを、本当に合理的配慮の中で、県立の学校だからということをやっていることだろうとは思いますが、非常に負担がかかるのも事実という中で、委員がおっしゃるように、しかしながら、特別支援学校じゃなくて、普通校で学ぶべきなんだろうという方もいらっしゃる中で、一歩でも二歩でも進んでいくことを本当に期待しておりますというところですかね。

他県ではかなり、普通学校通っている事例もあるようなので、その辺は千葉県の教育委員会の方に働きかけが出来るようであれば、お願いしたいなというところですかね。よろしくお願いします。

教育センター：ありがとうございました。私たちも県立高校の受験については、特別支援学校は卒業しても高校卒業認定にならないという課題がありますので、高卒という資格が欲しいお子さんにとって、支援学校だけが学びの場ではないとも思っています。市としても、県の方への要望はずっと出しております。他にも、医ケア児で先ほどあったように、車いすで生活するお子さんなどは、千葉県の県立高校はまだエレベーターが充実していないの

で、そういうお子さんにとっても通いにくさがあります。また医ケア児のお子さんはバスに乗る、スクールバスには看護師が同乗しないと乗れないとか、いろいろな制限があります。そういうことについても要望はずっと出しているところです。

少しずつ、今国の動きが変わっておりますので、県の方も改善を考えてくださっているのではないかと思います、この中にそういう県につながる方がいらっしゃいましたら、是非要望を一緒にお手伝い頂けたらいいなと思いますので、よろしくをお願いします。

会長：子ども家庭庁ができたことですね。子供に予算をとるところで総理も言っておりますので、なんとかこの医ケア児についても、予算を割いて頂ければという思いでいっぱいです。よろしくお願ひいたします。

社会福祉法人敬心福祉会：今回、こども部会の中で医ケア児というふうな対象の形で話が出ていた。どこからも医ケアがあるだけで断られてしまうというお話があって、先ほど浦安市社会福祉協議会からも、児だけでなく、その先には大人になっていく方たちがいて、その方たちがどこにも通えていない、通う先が、選択肢が本当に少ない、あるいはないという状況があるってということもあるので、こども部会の中で話される医療的ケア児の方たちへの医療の方法、仕組みみたいなものが、大人の方にも使っていけるような仕組みだといったことをすごく思っていて、議題4医ケア児・きょうだい児やその家族についての意見にナースバンクのような仕組みがあるといいんじゃないかなという話も出ていたり、前回幹事会の中で通所先が増えないみたいな話も出ていて、お金の問題とか、看護師さんを確保しなければいけないという。そこにすごく大きな課題があるので、仕組みとして、例えば私は色々なところで、こんなのあったらいいなと言っていたのですが、訪問看護ステーションは家にしかいけないということがあるけれども、市の仕組みの一つとして、家ではないところにいるときにも、家で必要な時間帯、家で必要な医療的ケアを別の場所で提供できるなんていうことがあると、少なくとも市の中では一つ、生活の広がりができるのではないかと思いますので、それができると、例えば通所だけではない夜間の支援も可能になったりするのかなということも期待しつつ。通所先だけではなくて、ご家族のレスパイトのための宿泊先もないとか。でもそれは病院ではなくて、福祉施設がいいという方ももちろんいらっしゃって、そういうふうな仕組みをうまく使って広げていけるといいなと思ったので、こども部会の中で話が進んでいくことが成人した方たちにも広がっていくのがすごく期待をしていますし、いい形が出来ていくといいなと思いました。

会長：ご指摘そのとおりだなと思います。ただ、今言われていた訪問看護師が家以外の所に行ってケアをするという仕組み。実は医療連携体制加算というのがございます。ただし、その加算は事業所の方が取るんです。事業所がその加算を取って、訪問看護師さんにお渡しをするという仕組みがございしますが、単価が安い。ここに補助を出すとか、色々な知恵はあるのかもしれないなと思いました。

<地域生活支援部会について>

会長：個別避難計画については相談支援専門員さんの活用などが図られる予定とお聞きしたような気もするのですが、そんな感じですか。わかりました。

先ほどの障がい者福祉計画策定委員会では、浦安市には相談支援の数も足りなくてという話も出ていて、そうするとますます大変になるのかなというところが懸念されます。浦安の相談支援、セルフプラン率はどれぐらいですか。

事務局：今、7割ぐらいの方はケアマネさんがついていきますので、3割ぐらいはセルフプランになっていると思います。

会長：3割、若干多めかなというところではあって、この3割の人がまた基幹相談でフォローしなきゃいけない人も出てきますので、基幹の方の圧迫にもなるというところで、本来であれば、相談支援、広く、もっと人材を確保しないといけないところですが、これもどこの地域も人手不足で問題になっている。そういった中で、相談支援を活用しての個別避難計画となっているということは、この場では共有しておきたいと思います。何が言いたいかというと、相談支援、まだまだ増やさなければいけないという問題意識、ここは共有しておきたいと思います。よろしく願いいたします。

<権利擁護部会について>

浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ：今の報告で一つ漏れてるんじゃないかと思っております。トイレ等のある程度使用しちゃいかんという、汚さないでくれという指示が入ってきたので、そういうものはどこでどのような対処をしてくれるのかと言うことが積み残しであったんじゃないかなと。今聞きながら考えておりますが、いかがなものでしょうか。今の報告の、委員長、どうですか。

会長：ありがとうございます。この会議に浦安市視覚障害者の会トパーズクラブも出られていたということですかね。

浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ：発言したのは僕ですから。

会長：そのことが漏れているのではないかということですが、なにかフォローできる場所はありますか。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：すみません、私も詰めて報告させていただいたので、当事者の方ということで、浦安市視覚障害者の会トパーズクラブも浦安市聴覚障害者協会も参加していただいている会議になりますので、そこから日々の生活の中で困ってい

ることであつたり実際にあつた体験をお話していただいております。これについてもまだこの場ですぐ解決できるということではなく、行政の中で考えていただくということもありますので、そちらについても意見を聞いて、今後、引き続き継続審議していければと思っております。

会長：よろしく願いいたします。

<就労支援部会について>

意見無し

会長：最後、私の方から。冒頭、事務局ともお話をさせていただいたところですが、こういった部会活動、せつかく時間をかけてやってもそこに出てきている事業者は伝わるでしょうが、出てきてない事業者には伝わってないのではないかと考えていて、こどもならこども、就労なら就労、グループホームならグループホーム、訪問系、生活介護とか、分野ごとにぜひ事業所連絡会を今後作っていただき、その代表として部会に出ていただく。その会代表として出てきた事業所が他の事業所にも伝えて、もっと言えば、年に何回かは事例検討会などする。そういった横の繋がりがないと、今後ますます、先ほど出た防災とか様々な問題に対応するのに、オール浦安ということで一丸とならないと対応できないだろうなど。地域生活支援拠点の面的整備の所で56事業所すでに登録いただいておりますが、そういったところを中心にやっていただくということを今後進めていって、部会も活性化をぜひしていただければと願っております。時間がかかるだろうとは思いますが、非常に重要な取り組みではないかと思っております。ここにいらっしゃるメンバーの皆さん方、ぜひご協力をいただければと思っております。よろしく願いいたします。

(2) 令和4年度障がい者歯科診療所事業報告

事務局から説明を行った。委員からの意見はなし。

(3) 障がい者アート展の開催について

事務局から説明を行った。委員からの意見はなし。

その他、浦安市聴覚障害者協会より、9月23日(土)に実施する、「手話言語の国際デー」の啓発イベント(浦安市役所庁舎のブルーライトアップ)について案内があった。

令和5年9月21日(木)
午後3時15分頃～午後4時
東野パティオ 2階 会議室3・4

浦安市自立支援協議会(令和5年度第2回)次第

- 1 開会

- 2 議題
 - (1) 部会活動報告

 - (2) 令和4年度障がい者歯科診療所事業報告

 - (3) 障がい者アート展の開催について

- 3 閉会

部会活動報告

- ・第1回こども部会
- ・第1回地域生活支援部会
- ・第1回権利擁護部会
- ・第1回就労支援部会

部会活動報告

部会名	令和5年度 第1回権利擁護部会	*作業部会(無)
日時	令和5年8月17日(木) 午後2時~午後4時	会場及びオンライン

■報告事項

①	議題	令和5年度自立支援協議会について
	協議内容	事務局より令和5年度自立支援協議会及び浦安市障がい者福祉計画策定の概要、浦安市の課題と解決に向けた各部会の協議内容等について説明した。 (質疑応答) ・特になし。
	協議結果	■審議終了 <input type="checkbox"/> 継続審議 <input type="checkbox"/> 自立支援協議会へ(報告・審議) <input type="checkbox"/> その他()
②	議題	令和4年度第3回権利擁護部会の振り返りについて
	協議内容	事務局より令和4年度第3回権利擁護部会の協議内容について説明した。 (質疑応答) 委: 8050問題調査の調査対象についてはどのように決めたのか。 →事: 行政の関係部署や市内各相談支援事業所、民生委員等で把握している世帯を調査対象とした。
	協議結果	■審議終了 <input type="checkbox"/> 継続審議 <input type="checkbox"/> 自立支援協議会へ(報告・審議) <input type="checkbox"/> その他()
③	議題	浦安市における「8050問題」調査結果について
	協議内容	事務局より前年度実施した8050問題実態調査の内容及び次回の部会ではこの結果を受けてグループワークを行う旨について説明を行った。 (主な意見) 委: 民生委員は敬老祝い品等で課題を抱えた家庭を把握することがあるが、個人情報兼ね合いから介入が難しいケースが多い。 委: 8050問題について課題のある家庭を見つけた時、どのように介入ができるのか判断が難しい。 委: 8050問題の家庭への介入については、個人情報保護法の他にもプライバシーの問題もあって判断が難しいため、法的な側面からも整理が必要である。 委: 8050問題では差し迫って支援の必要な世帯もあるが、ひきこもりではない家庭でも、親亡き後どうするかといった問題は重要な課題である。

部会活動報告

部会名	令和5年度 第1回就労支援部会	*作業部会(無)
日時	令和5年9月6日(木) 午後2時~午後4時	会場及びオンライン

■報告事項

①	議題	令和5年度自立支援協議会について
	協議内容	事務局より、令和5年度自立支援協議会及び浦安市障がい者福祉計画策定の概要、浦安市の課題と解決に向けた各部会の協議内容等について説明した。 (質疑応答) ・特になし。
	協議結果	■審議終了 <input type="checkbox"/> 継続審議 <input type="checkbox"/> 自立支援協議会へ(報告・審議) <input type="checkbox"/> その他()
②	議題	令和3・4年度就労支援部会の振り返りについて
	協議内容	事務局より、前期の就労支援部会の協議内容等について説明した。 ・重度障がいのある方の就労及び、障がいのある方の就労の場の拡大のための現状の確認、課題の洗い出し ・特別支援学校の就職状況及び、特例子会社の雇用状況等の情報共有 ・就労の場が求める人物像にステップアップしていくための支援等の議論 ・市の取組状況の共有(重度障がい者等就労支援特別事業の実施、特例子会社連絡会議の設立等) (質疑応答) ・特になし。
	協議結果	■審議終了 <input type="checkbox"/> 継続審議 <input type="checkbox"/> 自立支援協議会へ(報告・審議) <input type="checkbox"/> その他()
③	議題	令和4年度浦安市障がい者就労支援センターの報告について
	協議内容	リーダーより、昨年度の浦安市障がい者就労支援センターの活動内容について説明があった。 ・登録人数、新規登録者数、就職者数、離職者数、修了者数、業務件数等 (質疑応答) ・特になし。
	協議結果	■審議終了 <input type="checkbox"/> 継続審議 <input type="checkbox"/> 自立支援協議会へ(報告・審議) <input type="checkbox"/> その他()
④	議題	令和5年度就労ネットワーク会議及び就労コミュニティ会議の開催報告について

令和4年度（4月～3月）浦安市障がい者等歯科診療所実施状況

1 受診者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	1日平均			
診療日数	5	4	4	5	4	4	5	4	4	4	3	4	50	8.3			
人数(延べ)	29	21	27	35	33	35	39	36	38	35	36	49	413	人	人数(実人数)	98	人

2 障がい種別（重複あり）

合計 493 件

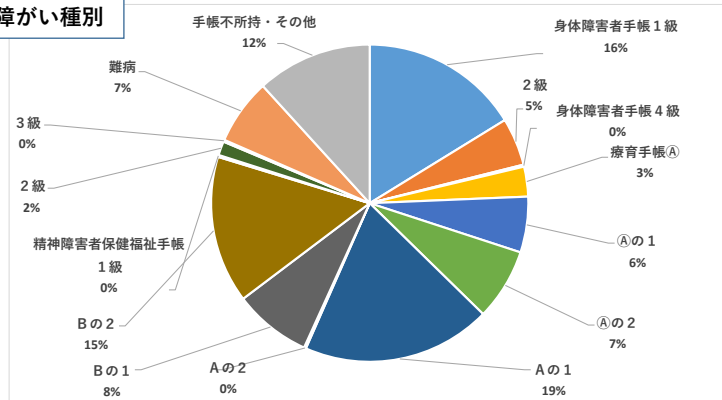
	身体障害者手帳			療育手帳						精神障害者保健福祉手帳			難病	手帳不所持・その他	合計	
	1級	2級	4級	A	Aの1	Aの2	Aの1	Aの2	Bの1	Bの2	1級	2級				3級
人数	80	24	1	15	28	36	95	1	39	74	1	7	1	33	58	493
割合	16.2%	4.9%	0.2%	3.0%	5.7%	7.3%	19.3%	0.2%	7.9%	15.0%	0.2%	1.4%	0.2%	6.7%	11.8%	100.0%

3 居住地域（実人数）

合計 98 件

	本市	その他	合計
人数	93	5	98
割合	94.9%	5.1%	100.0%

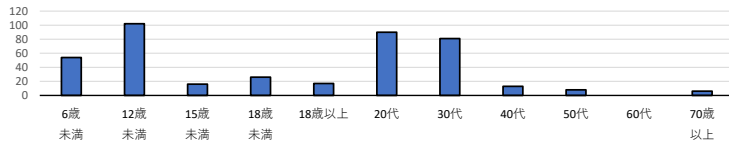
障がい種別



4 年齢層（延べ人数）

合計 413 件

	6歳未満	12歳未満	15歳未満	18歳未満	18歳以上	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	合計
人数	54	102	16	26	17	90	81	13	8	0	6	413
割合	13.1%	24.7%	3.9%	6.3%	4.1%	21.8%	19.6%	3.1%	1.9%	0.0%	1.5%	100.0%



5 診療内容(重複あり)

合計 504 件

	歯科健診	歯科治療	歯科相談	歯科保健指導	治療後の経過観察	その他	合計
人数	101	261	26	109	3	4	504
割合	20.0%	51.8%	5.2%	21.6%	0.6%	0.8%	100.0%

(その他)
トレーニング、フッ素塗布

6 傷病別(重複あり)

合計 533 件

	う蝕	歯髄炎	歯周病	歯肉炎	乳歯晩期残存	根尖性歯周炎(per)	歯髄炎(pul)	その他	合計
人数	119	25	98	186	23	25	25	32	533
割合	22.3%	4.7%	18.4%	34.9%	4.3%	4.7%	4.7%	6.3%	100%

(その他)

埋伏歯、歯肉腫瘍、不正咬合、口内炎、脱離、バンドループ、リガフェーデの処置、過剰歯、義歯
義歯セット、義歯印象(個人トレー)、義歯試適、欠損、支台築造印象、歯の形成異常、喪失歯
抜歯、保険装置不適、萌出異常

7 投薬(延べ人数)

	投薬あり	投薬なし	合計
人数	18	395	413
割合	4%	95.6%	100.0%

8 他医療機関紹介

	東京歯科大学水道橋病院	東京歯科大学市川総合病院
人数	2	3

9 配慮事項(重複あり)

合計 804 件

	コミュニケーションが取れない	診察の協力困難	多動である	対応人数が足りなかった	理解が困難	自傷行為がある	他害行為がある	その他	合計
人数	170	239	68	90	176	7	6	48	804
割合	21%	30%	8%	11%	22%	1%	1%	6%	100%

(その他)

車椅子、体幹の安定が困難、姿勢の保持が困難、
チェアに座れない、聴覚過敏、感覚過敏など

浦安市

障がい者アート展 2023

作品募集

あなたの作品を発表してみませんか!

まずは、エントリーを!

メール、ファックスにてお申し込みをお願いします。
詳しい募集内容については、〈応募要領〉をご確認下さい。

出品申し込み締切 **2023年9月29日(金)【必着】**

開催
期間

令和5年 **12月20日(水) ~ 12月26日(火)**

会場

浦安市役所 1階 市民ホール

応募
方法

裏面の申し込み用紙を添付し、浦安市障がい事業課までメール、ファックスにてご連絡下さい。
(応募の詳細については応募要領をご確認下さい)

出品申し込み期間 **令和5年8月15日(火)~9月29日(金)**

お問い合わせ
お申し込み

浦安市障がい事業課
〒279-8501 浦安市猫実 1-1-1

TEL 047-712-6397 FAX 047-355-1294
E-MAIL shougaijigyoku@city.urayasu.lg.jp

浦安市障がい者アート展2023 申し込み用紙

出品申し込み期間:令和5年8月15日~令和5年9月29日

【出品申し込み票】

(ふりがな) 応募者氏名		作者との 関係性	<input type="checkbox"/> 作者本人 <input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> 施設関係者 <input type="checkbox"/> その他 ()
(ふりがな) 作者氏名			
所属団体名			
連絡先	住所		
	電話番号		
	メールアドレス		
障がいの区分	<input type="checkbox"/> 視覚 <input type="checkbox"/> 聴覚 <input type="checkbox"/> 肢体 <input type="checkbox"/> 内部 <input type="checkbox"/> 難病 <input type="checkbox"/> 知的 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 発達 <input type="checkbox"/> その他()		
撮影(SNS投稿は不可)、市ホームページや広報うらやす等広報のため掲載することがありますがよろしいですか。			<input type="checkbox"/> 許可する

【作品カード】 作品カード申し込み期間:令和5年8月15日~令和5年11月17日

作品題名			
ペンネーム (使用する方のみ)			
作品の大きさ	縦 cm	横 cm	奥行 cm
素材(水彩絵の具、クレヨン等) デジタル表現の場合は使用アプリを記入			
作品について コメント			

※ご記入いただいた情報はアート展の申し込み情報、作品カードの表示のみに使用いたします。

※メール、ファックスの誤送信にはご注意ください。

浦安市障がい者アート展2023

応募要領

実施日程 日 時：令和5年12月20日(水)～12月26日(火)
会 場：浦安市役所 1階 市民ホール

応募資格 障がいのある方で、浦安市内にお住まいの方。(グループを含む)
浦安市内の障がい福祉サービス事業所のご利用者。

作品の種類 (1) テーマは自由。平面絵画のみの募集。油彩、水彩、アクリル、CGアート、切り絵等。
(2) 写真・書道は対象外。
(3) 作品の出品はお1人様(1グループ)につき、1点とします。

作品サイズについて (1) 額装を含めたサイズ 910mm以内、もしくはF20サイズ以内とします。
(2) 規定内であれば、作品はタテ・ヨコどちらでも可。

作品の額縁について (1) 作品の保護・展示のため、必ず額縁に入れた状態で出品してください。
(2) 額縁はアクリル額装をお願いします。ガラスは使用不可。
過度な装飾のある額縁は受付をお断りさせていただく場合があります。
(3) 展示のためひもをつけて出品してください。ひもは頑丈なものを使用し、ゆるみやたわみがないようにしてください。
(4) 額縁の梱包材にも出品申し込み者の名前を記入してください。

応募方法 申し込み用紙を添付し、浦安市障がい事業課までメール、ファックスにてお申し込みください。
出品申し込みを行い、作品カードを提出してください。
出品申し込み期間：
令和5年8月15日(火)～令和5年9月29日(金)
作品カード提出期間：
令和5年8月15日(火)～令和5年11月17日(金)

応募費用 無料。ただし、出品に係る費用(梱包等の経費)は出品者負担になります。

作品の出品・返却について

(1) 作品の出品について

- ・出品は下記へのお持ち込みのみとなります。出品者本人または代理人の方により直接搬入をお願いします。
- ・作品は額装を施したうえで、作品がずれることのないようしっかりと固定してお持ち込みください。
- ・作品が壊れないよう、段ボールや箱等で梱包し、梱包内には緩衝材やクッション材をいれて補強をお願いします。また、作品を梱包した箱には写真を貼り付け、作品の上下がわかるようにしてください。
- ・作品はそのまま展示できるような形で梱包し、搬入ください。

搬入場所：東野地区複合福祉施設（東野パティオ）
住 所：浦安市東野1-9-3
搬入期間：令和5年11月19日（日）～令和5年12月11日（月）

(2) 作品の返却について

- ・展示会終了後、下記にて作品を返却いたします。（下記※2）

返却場所：東野地区複合福祉施設（東野パティオ）
住 所：浦安市東野1-9-3
返却期間：令和5年12月28日（木）～令和6年1月12日（金）

表現規程

- (1) 作品は、第三者の著作権、肖像権について十分注意したうえでお申し込みください。（著作権・肖像権等の侵害となる作品例）
 - ・著名人やキャラクターの名前等の固有名詞を作品内で使用していること。
 - ・著名人やキャラクターを作品内に使用していること、または使用していると考えられること。
 - ・広告やポスター、漫画等を切り貼りしたコラージュ作品。
- (2) 上記の権利侵害の可能性があると判断した場合、出展をお断りさせていただきます。
- (3) 出品いただいた作品の著作権は作者に帰属いたしますが、本作品展は市ホームページや広報うらやす等の広報のため、作品全体または一部を撮影し掲載させていただく場合があります。

注意事項

- (1) 作品は額装での提出をお願いいたします。また作品が破損することがないように、壊れやすい部分にはあらかじめ補強する等、処置をしてください。
- (2) 作品の取り扱いには十分な注意を払い取り扱いますが、展示・運搬中の事故、破損について責任は負いかねますので、ご了承ください。
- (3) 本アート展は販売は行っておりません。（展示のみ）
- (4) 会場内は写真撮影可となっています。但し、撮影した写真をインターネットやSNS上にアップロードする行為は禁止といたします。

お問い合わせ
お申し込み

浦安市障がい事業課
〒279-8501 浦安市猫実 1-1-1

TEL 047-712-6397 FAX 047-355-1294
E-MAIL shougaijigyoku@city.urayasu.lg.jp